

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第7号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年1月11日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、令和3年度ECイノベーション実装支援事業補助金事業に採択された事業者から提出された「小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付申請書」様式第1号（第5条関係）付属の補助事業の目的及び内容別紙「事業計画書（起案書）」（以下「本件対象文書1」という。）、補助対象経費の内訳書（以下「本件対象文書2」という。）、補助対象経費の見積書等の写し（以下「本件対象文書3」という。）及び収支予算書（以下「本件対象文書4」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象の行政文書を特定し、本件対象文書4については行政文書開示決定を、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3（以下これらを総称して「本件対象文書」という。）については、条例第10条第2号及び同条第3号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ令和4年3月11日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年4月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 小売業ECイノベーション実装支援事業は総額179,095千円にも及ぶ多額の補助金を交付して先進的ノウハウを取得し県内企業にも提供することでコロナ被害を受けた企業支援の役割も担っているにもかかわらず総て条例第10条第3号に基づき非開示としている。条例第10条第3号の適応には個別具体的理由の説明が必要とされているが何らの説明もない違法な決定である。
- (2) 多額の補助金が交付されているにもかかわらず内容が一切不明では適切に交付金が使われたのかどうか県民に理解できない。公的資金である以上用途については県民に公開すべきであるし条例第10条第3号に基づくものであれば個別的説明を行いその理由が蓋然性が相当程度のあるものであることを説明しなくてはならないがそれが無いのであるから違法な決定である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 広島県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とした条例の趣旨に従い、行政文書の開示等を実施している。
- 2 条例第11条に規定されているとおり、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離する

ことができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書を開示することが義務付けられている。

- 3 本件開示請求に係る行政文書である事業計画書、補助対象経費の内訳等には、不開示情報である個人情報、事業活動情報が記録されているが、開示請求の趣旨と考えられる補助対象となる事業がどのような目的及び内容であるかということについては、事業計画書を構成する項目等を開示することが適切と考えられ、事業計画書を構成する項目等を不開示情報と分離することができることから、これらについて、部分開示決定処分を行ったものである。
- 4 事業計画書等に記録されている情報は、補助対象事業期間以外の期間を含む補助事業者における課題、新たに開発する商品・サービス、獲得を目指す顧客とそのための方法、予算、その他正当に保護される事業者の経営戦略に関する情報であり、これらは公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位、営業の自由、その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであり、不開示情報に該当するものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が実施した令和3年度小売業ECイノベーション実装支援事業（以下「本件事業」という。）において、本件事業の支援対象事業者として採択された者が、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき実施機関へ提出した小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付申請書に添付された事業計画書、補助対象経費の内訳書及び補助対象経費の見積書等の写しである。

事業計画書及び補助対象経費の内訳書は申請を行った6者すべてが提出しており、補助対象経費の見積書等の写しは6者のうち1者が提出している。

実施機関は、本件対象文書のうち事業計画書を構成する項目等は不開示情報と分離することができることから、これらについて開示し、本件対象文書の一部の情報について、条例第10条第2号及び第3号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、

以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

なお、審査会において本件対象文書を見分したところ、6者が提出した事業計画書及び補助対象経費の内訳書は、おおむね同様の構成となっており、また、1者が提出した補助対象経費の見積書等の写しは、当該者の提出した補助対象経費の内訳書の詳細を示すものであることから、6者が提出した各文書について一括して検討を行う。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分

ア 本件対象文書1は、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金（以下「本件補助金」という。）の交付の申請を行う者（以下「補助申請者」という。）が、当該申請に係る補助事業（以下「当該補助事業」という。）の目的及び内容を記載したものである。

実施機関は、本件対象文書1のうち、次の情報を不開示とし、(ア)に係る情報（以下「本件不開示部分1」という。）については条例第10条第2号に該当し、(イ)に係る情報（以下「本件不開示部分2」という。）については同条第3号に該当すると説明している。

(ア) 担当者名、担当者E-mailアドレス

(イ) チーム体制、事業予算、事業展開計画・売上目標、自社の強み・優位性、EC実績、その他関連実績、ECで狙いたい対象顧客・市場、売上目標、提供価値、顧客体験価値、顧客獲得、囲い込み、ファン化、KSF、検証項目・KPI、サービス・製品、実現手法・体制、スケジュール、予算に関する項目

イ 本件対象文書2は、補助申請者が、当該補助事業の補助対象経費の内訳を記載したものである。

実施機関は、本件対象文書2のうち、経費名称、金額及び備考欄の内容（以下これらを「本件不開示部分3」という。）を不開示とし、条例第10条第3号に該当すると説明している。

ウ 本件対象文書3は、補助申請者が、当該補助事業の補助対象経費の内

訳に記載された事項について、他社から徴した見積書の写しである。

実施機関は、本件対象文書3のうち、発行年月日、見積書番号、法人代表者印の印影、法人名称、法人部署名、法人所在地、法人連絡先、法人担当者印の印影、法人ロゴマーク、品名（名称）、見積金額、納入（受渡）予定日、納入（受渡）場所、見積有効期限、支払条件、数量、単価、金額、付記事項及び見積内容に関する事項（以下これらを「本件不開示部分4」といい、本件不開示部分2、本件不開示部分3及び本件不開示部分4を総称して「本件不開示部分2等」という。）を不開示とし、条例第10条第3号に該当すると説明している。

(2) 条例第10条第2号該当性について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第10条第2号該当性について

本件不開示部分1には、補助申請者の当該補助事業を行うためのチーム体制における担当者の氏名及び当該補助事業に係る連絡先としての担当者の氏名及び担当者E-mailアドレスが記載されている。

これらの情報は、各担当者の個人に関する情報であると認められるた

め、当該不開示部分は、条例第10条第2号本文前段に該当する。

当該不開示部分が同号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示部分1は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(3) 条例第10条第3号該当性について

ア 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

ここで、「正当な利益を害する」かどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

イ 不開示理由の提示について

審査請求人は、本件処分は不開示部分が条例第10条第3号に該当することについて個別具体的理由の説明が何ら行われていない違法な決定であると主張している。

審査会において本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書を見分したところ、本件不開示部分2等の不開示理由について、単に根拠条項を示すのみではなく、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について具体的に記載していると認められ、不開示理由について具体的な説明が行われていないとする審査請求人の主張は妥当ではない。

また、審査請求人は、本件不開示部分2等の条例第10条第3号該当性

について、個別的説明を行いその理由の蓋然性が相当程度のあるものであることを説明しなくてはならないと主張しており、これは、本件不開示部分 2 等の条例第 10 条第 3 号該当性を否定しているものと捉えることができることから、以下、本件不開示部分 2 等の条例第 10 条第 3 号該当性について検討する。

ウ 本件不開示部分 2 等の条例第 10 条第 3 号該当性について

(ア) 成果の発表等について

審査請求人は、本件事業が「先進的ノウハウを取得し県内企業にも提供することでコロナ被害を受けた企業支援の役割も担っている」ことから、本件対象文書が開示されるべきであると主張している。

補助金交付要綱においては、本件補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に成果を発表させることができるとされ、補助事業者は、知事が本件補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならないとされている。一方で、令和 3 年度小売業 E C イノベーション実装支援事業補助金（県内小売事業者）公募要領において、「提出された応募書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用すること」とされている。

実施機関にこの点について確認したところ、補助金交付要綱第 17 条の成果の発表及び成果の普及については、令和 4 年 3 月 29 日に事業報告会を実施し、各補助事業者から取組成果の発表をしており、各補助事業者と調整の上、利益を損なわず公表可能な箇所については、事業報告会で公表し、補助事業者以外の企業が参考とすることで成果の普及に取り組んだが、本件請求があった時点では、これらのものは公表されていないとのことであった。

こうしたことから、補助金交付要綱において補助事業者は知事が補助事業の成果の普及を図るときはこれに協力しなければならないとされていることをもって、直ちに、本件不開示部分 2 等が条例第 10 条第 3 号に該当しないとまでは言うことはできず、審査請求人の主張は妥当ではない。

(イ) 条例第 10 条第 3 号該当性について

実施機関は、本件不開示部分 2 等は、補助対象事業期間以外の期間を含む補助申請者における課題、新たに開発する商品・サービス、獲得を目指す顧客とそのための方法、予算、その他正当に保護される事業者の経営戦略に関する情報であって、補助申請者の課題や今後の戦略等が競合他社等に知られることにより、商品・サービスのアイデアや戦略について模倣される等、補助申請者の利益を著しく害するおそれがあると説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分 2 は、実施機関の説明のとおり、補助対象事業期間以外の期間を含む補助申請者における課題、新たに開発する商品・サービス、獲得を目指す顧客とそのための方法、予算などに関する情報であった。本件不開示部分 3 は、当該補助事業の補助対象経費の内訳を記載したものであり、経費名称、金額のほか、備考欄には当該経費に関する消費税の記載があった。また、本件不開示部分 4 には、見積書の発行年月日、見積書番号、見積りを行った者の名称、所在地等、品名（名称）、見積金額等のほか、付記事項及び見積内容に関する事項として、見積りの前提条件等が記載されていた。

本件不開示部分 2 等は、補助申請者の蓄積した経験や知見に基づき、また、独自の創意工夫により作成されたものであり、その内容は、全体として補助申請者のノウハウを含んだ事業戦略にあたるものであって、新規の EC サイト構築という本件補助事業の内容も考慮すると、不開示部分を開示した場合には、商品・サービスのアイデアや戦略について模倣されるとの実施機関の懸念は妥当であり、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

したがって、本件不開示部分 2 等は、条例第 10 条第 3 号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

(4) 小括

以上のことから、本件不開示部分は条例第 10 条第 2 号及び第 3 号の不

開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年8月3日	・ 諮問を受けた。
令和5年5月26日 (令和5年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年6月23日 (令和5年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年7月28日 (令和5年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
金 谷 信 子	広島市立大学教授
山 田 明 美	広島修道大学准教授